

消費生活相談月報

川崎市消費者行政センター

第293号
(8月分)

令和2年10月28日
Tel. 044-200-2263

1 令和2年8月分消費生活相談件数 891件 (前月より21件増) (件)

苦情	問合せ	要望	合計 (前年同月比)	前年同月合計	今年度累計
836	55	0	891 (1.5%増)	878	4,465

2 商品・役務(サービス)の上位品目

順位	商品・サービス	件数	事例
1	他の健康食品	67	高齢の母がテレビのCMを見てサポーターを購入したつもりが、サポーターは定期購入のサプリメントの付録だった。解約して返品希望。
2	デジタルコンテンツ	60	携帯電話事業者から「接触確認アプリを入れて下さい」というメールが届く。アプリを入れた方が良いのか分からないので不安だ。
3	商品一般	58	クレジットカードを10数万円不正利用された。利用先の無料動画サイト業者が不正な利用と認めてくれない。どうしたらよいか。
4	役務その他サービス	40	引越の際に不用品回収事業者に見積もりを依頼した。来訪した事業者の見積り額が高額だったので断ったら、キャンセル料を請求され支払った。取り戻せるか。
5	不動産賃借	31	駐車場の敷金を返してもらえたと知らずに昨年解約したが、仲介の不動産業者に尋ねたところ、今更請求しても返金してもらえないと言われ困惑。
6	インターネット接続回線	30	プロバイダの乗り換えを勧誘されたが、契約内容の詳細の説明がなく書面も受け取っていないのに請求が開始している。不審。
7	保健衛生品その他	26	新型コロナウイルスの感染予防策として、紫外線除菌ボックスの購入を検討しているが、人体に影響がないか知りたい。
8	電気空調・冷房機器	17	昨日、通販サイトで扇風機と掃除機を注文したが、なりすましサイトだったようだ。クレジットカード代金は諦めて支払うしかないだろうか。
8	修理サービス	17	エアコンが冷えなくなり、ネットで見つけた修理業者に修理を依頼して、修理費を支払ったが、全く冷えない。返金してほしい。
10	工事・建築	16	家の土台のひびを直すと訪問販売を受け契約し、金融機関に連れて行かれ代金を支払ったが事業者と連絡がとれない。解約希望。
10	携帯電話サービス	16	プリンターを買いに行ったら、スマホ、固定電話、インターネット、電気の契約変更を勧められ、契約した。元の契約に戻したい。

3 販売購入形態

8月は、店舗外購入(特殊販売)521件、店舗購入136件、不明等234件でした。

店舗外購入の形態	件数	商品・役務(サービス)
訪問販売	72	工事・建築14件、電気10件、修理サービス7件ほか
通信販売	412	他の健康食品65件、デジタルコンテンツ52件、商品一般20件ほか
マルチ・マルチまがい	7	果実飲料1件、健康食品1件、家庭用電気治療器具1件
電話勧誘販売	21	インターネット接続回線4件、役務その他サービス3件、電気2件ほか
ネガティブ・オプション	0	
訪問購入	7	タンス1件、着物類1件、アクセサリ1件ほか
その他無店舗	2	頭髮用具1件、廃品回収サービス1件ほか
合計	521	

訪問販売＝家庭・職場訪販、1日だけ開催する展示販売、SF商法、販売目的を隠した接触商法、キャッチセールス等
通信販売＝郵便、ファクシミリ、インターネット等を用いて契約するもの
マルチ・マルチまがいは販売組織の加入者が次々に消費者を加入させ、ピラミッド式に組織を拡大していく商法
ネガティブ・オプション＝勝手に商品を送りつけ、代金を請求する商法
訪問購入＝消費者の自宅等を訪問し、物品を買い取るいわゆる「押し買い」